## 扶桑町意向確認型指名競争入札方式試行要綱

(平成6年1月14日要綱第1号)(平成19年3月30日訓令第34号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、扶桑町が発注する建設工事の請負契約に係る指名競争 入札において、工事の品質を確保しつつ、競争性、透明性を高めるため、 建設業者の入札参加意欲と技術的適性及び施工能力をより的確に反映させ る手続きを取り入れた意向確認型指名競争入札方式を試行するため、必要 な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 意向確認型指名競争入札の試行の対象となる建設工事は、予定価格が1億5千万円以上のものとする。

(現行規定の効力)

第3条 この要綱に特別の定めがない限り、現行の諸規程は従前のとおり適 用される。

(意向確認対象者の選定)

- 第4条 扶桑町業者指名審査会(以下「審査会」という。)は、当該工事に 係る入札参加意欲を確認する対象者(以下「意向確認対象者」という。) を扶桑町業者指名審査事務取扱要綱(昭和56年要綱第6号。以下「指名 要綱」という。)別表に定める参加人員の2倍程度を選定するものとする。
- 2 前項の意向確認対象者を選定するについては、意向確認型入札参加者選定基準(別表。以下「選定基準」という。)を参考にして行うものとする。 (意向確認対象者への通知等)
- 第5条 契約担当課長は、意向確認対象者に対して、意向確認対象者として 選定された旨及び当該工事についての概要その他意向確認型指名競争入札 参加にあたり必要な資料の提出について通知(様式第1号)するものとす る。

(入札参加の申込み)

第6条 前条により通知を受けた者で、当該通知による工事の入札に参加する意欲を有する者は、意向確認型指名競争入札参加申込書(様式第2号。 以下「参加申込書」という。)に参考資料(様式第3号)を添えて、提出 するものとする。

2 前項の参加申込書及び参考資料を指定する場所、日時までに提出しない者は、当該通知による入札には参加の意向がないものとする。この場合、参加申込書及び参考資料を提出しない者に対する不利益な取扱いをしないものとする。

(入札参加者の選定)

- 第7条 契約担当課長は、提出された参加申込書及び参考資料を審査整理し、 評価を付して、審査会に提出するものとする。
- 2 審査会は、前項により提出のあったものについて、選定基準に基づき審査し入札参加者を選定するものとする。

(意向確認型指名競争入札方式の取り止め)

- 第8条 審査会は、前条第2項による審査の結果入札参加者として適当と認められる者の数が、指名要綱別表に定める参加人員の数未満となった場合は、この要綱に基づく入札を行わないものとする。
- 2 前項の場合においては、指名要綱に基づき入札参加者の選定をし、指名競争入札を行うものとする。この場合、前条第2項による審査の結果適当と認められた者については、指名競争入札のための指名業者選定調書に優先して登載するものとする。

(入札参加者等に対する通知)

- 第9条 契約担当課長は、入札参加者として選定された者に対して、指名競争入札について通知(様式第4号)するものとする。
- 2 契約担当課長は、参加申込書を提出した者が入札参加者として選定されなかったときはその者に対して、その旨通知(様式第5号)するものとする。なお、当該者から選定されなかった理由について問い合わせがあった場合は、その理由を説明するものとする。
- 3 契約担当課長は、前条第1項により、この要綱に基づく入札を行わないこととなった場合、第6条第1項の参加申込書及び参考資料を提出した者へその旨通知(様式第6号)するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に規定するもののほか、意向確認型指名競争入札試行に 必要な事項は別に定めるものとする。 附則

- この要綱は、平成6年1月14日から施行する。 附則(平成19年3月30日訓令第34号)
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

項目		選	定	基	準	の	留意	事	項
1.指名停止	` ,								指名停止
の有無							名しな		
	(2)拐	<b>長桑町</b>	指名	停止	等の	措置	要領に	基づく	指名停止
			が 6	ケ月	以内	にあ	ったも	のは指	名しない
	1	と。							
2.不誠実な	当町	「発注	工事	に係	る請	負 契	約に関	し、次	に掲げる
行為の有	事項に	該当	し、	当 該	状 態	が継	続して	いるこ	とから請
無	負者と	して	不 適	当で	ある	と認	められ	る場合	は指名し
	ないこ	と。							
	I	事請	負 契	約書	に基	づく	工事関	係者に	関する措
	置	遺請 求	に請	負者	が従	わな	いこと	等請負	契約の履
	行	が不	誠実	であ	るこ	٤.			
	_	- 括下	請、	下請	代 金	の支	払い遅	延、特	定資材等
	σ.	購入	強制	等に	つい	て、	関係行	政 機 関	等からの
	帽	り 報に	より	請負	者の	下 請	契 約 関	係が不	適切であ
	ξ	らこと	が明	確で	ある	こと	0		
3.経営状況	手册	彡交 換	所に	よる	取引	停止	処分、	主要取	引先から
	停止等	の事	実が	あり	、経	営 状	態が不	健全で	ある場合
	は、指	名し し	ない	こと	o				
4. 工事成績	(1)]	事成	績 等	が優	良で	ある	かどう	かを総	合的に勘
	, ,	€する							
	(2)表	₹彰状	又は	感 謝	状を	受け	ている	こと等	工事の成
									ること。

項目		選	定:	基準	の	留意	事	項
5.当該工事 に対する 地理的条 件	の施 じて が確 (2)本店	事工当保、実特で支	責等に 事る 又	いら通にといいます。	、工つをの	該地域に 及び工事 滑に実施 合的に甚	お規で案当かまま	る 工事 る に 体 制 る こ 事 の
6.指名機会の公平性	(1)工事選定(2)同一	規模はするこ	こ 応 じ こ と 。 ず 何 度	じて格付	け順	位の接近	i した	業者を
7. 手持工事	当該地 工事を施 に勘案す	工する	る能力			状況からうかのり		
8.当該工事につけての技術的適性	る (1) と (3) あ 当 の の 地 工 (3) 工 形 事	工こ工術事、の事と事的の地作	こ か K 色 質 養 同 施 準 工 等 条 種 工 と 実 自 件	重工に同績然の程が的要度ある	つなとる件の記さ、	工管理、 められる と。	施 品技 条条件	実績が 管理水 等当

項目		選	定	基	準	の	留	意	事	項	
	` ′									施工すと認め	
	*	るこ	と。							ること	
9.安全管理										善に関	
の状況										これにる場合	
	₽.	って	、明	らか	に請	負者	とし	て不言	適当	である	
		』めら そ全管							-	総合的	) [C
		)案 す í 町 発		•	つい	て、	過去	2 年	間に	死亡者	f の
										が な l 、 十 分	
		する			W. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7.	13 10	IX IX	<b>3</b> 5 - 35	П 10	\ 1 /2	
10. 労働福	, ,										
社の状況 -										って、められ	
		: きは í 町発					建設	業 退〕	職 金	共済組	1合
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	は中	小企	業 退	職金	共済	事 業	団と	退職	金共済貼付か	<b>章</b> 契
		- 分で									1 AY

項目	選	定	基	準	の	留	意	事	項	
		受け	てい	るこ	と等	労 働	福 祉	の状	取りが	

(注)上記2~4、7~10については、把握し得る情報の中から判断し、 これらの事由が存在する場合は、指名候補者名簿に登載しない。また、 登載後、これらの事由が明らかになった場合は、指名業者選定調書から 削除する。